

お知らせ

地図情報システムの取扱い開始について

この度、当支局におきまして、以下のとおり地図情報システムによる地図等の取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

取扱開始日	平成21年8月17日(月) (既に本システムによる取扱いをしている庁は、本局登記部門、草津出張所、彦根支局、東近江出張所及び守山出張所です。その他の庁の取扱いは、従前どおりです。)
電子地図の写し(地図等の内容を証明した書面)の取扱い	地紋紙(複写すると「COPY」の文字が浮き出るもの)に、電子公印を附して発行します。
電子地図の閲覧の取扱い	閲覧用に印刷したもの(地図の写しと同様式で認証文のないもの)の交付によって行います。
地積測量図等の取扱い	開始日以降に提出される「土地所在図」、「地積測量図」、「地役権図面」、「建物図面」(建物表題登記に伴うもの)、「各階平面図」(建物表題登記に伴うもの)については、本システムに登録されますので、これらの図面の証明書・閲覧の取扱いも上記と同じになります。
その他	申請の方法や手数料の額は、従前どおりです。

平成21年8月

大津地方法務局 甲賀支局